

日本の普遍的定期的審査及び普遍的定期的審査の様式

日本弁護士連合会の意見書

日本の普遍的定期的審査

1. 日本弁護士連合会は、日本政府が、人権理事国として、人権理事会の新しい制度である UPR の審査を受けるにあたり、各関連省庁の担当者を派遣し、各国からの質問に対し率直な回答に務め、積極的に取り組んだことを評価する。日本政府は、UPR 作業部会における審査の直前、約 2 年提出が遅れていた 2 つの条約機関に対する定期報告書を提出した。これが、日本政府による、UPR 審査に向けて、国連人権機関と協力し国際人権条約上の義務を果たそうとの決意の実行であるとするならば、UPR がもたらす政府を人権の実現に向かわせる積極的な効果の一例とすることができる。
2. UPR 作業部会において日本に対し各国からなされた 26 の勧告は、当連合会が情報提供において求めた死刑の停止や代用監獄制度の廃止、パリ原則に合致した国内人権機関の設置等の、条約機関から繰り返し勧告がなされながら未解決であった人権問題に対する日本政府の取組みを促すものである。当連合会は、日本政府が、これら 26 の勧告のすべてを受け入れることを強く期待する。
3. 日本政府が受け入れることを表明した勧告のフォローアップに、当連合会も積極的な協力を惜しまない。勧告の中には、ただちに受け入れることが困難なものもあるであろうことは理解できる。受け入れることが困難な勧告について、その原因を探り、類似の問題を克服した他国の経験に学ぶ、国連人権高等弁務官事務所その他の機関から専門的な支援を受ける等の勧告の実現に向けた対話と協議の過程を構築していくことは、UPR を受ける全ての国にとっての課題である。我々は、UPR が、各国がそれぞれ直面する人権課題を克服するための効果的な過程として真に発展し、この過程を通じて現実に日本の人権課題への取組みが少しでも前進するよう、とりわけ受け入れが困難な勧告の実現に向けて、日本政府との対話に従事し、共に真摯に検討する用意がある。
4. 日本政府が UPR 作業部会において各国から提起された難しい問題についても率直に意見を述べたことは、対話の前提を提供するものであり歓迎される一方、日本政府の回答の中には、形式的な反論にとどまり、問題の本質についての実質的な対話に至らない回答に終始した場面があったことは、遺憾である。とりわけ、UPR 作業部会において、多くの国が日本における死刑の執行の継続に対する懸念を表明し、日本政府に対し死刑の停止を勧告したことは、国際社会の共通の意思の表明と言え、当連合会のと

る立場とも一致する。当連合会は、日本政府が、死刑執行停止を実現するようという各国からの勧告に真摯に耳を傾け、この勧告を受け入れることを期待する。また、代用監獄制度の問題についても、日本政府の回答は、捜査段階で一度身体拘束された被疑者について、警察の元に戻され、代用監獄としての留置場に最長23日間留置されてその間捜査官による尋問が可能となるという実態について、議論を事の本質からそらしてしまいかねないものであり、警察拘禁と捜査が異なる組織の管理下にあるとした点も誤解を招きうるものであった。取調べの可視化の問題についても、日本政府の回答は、取調の全過程を記録することは時として真実発見を妨げかねないという従来からの独自の立場を繰り返すにとどまった。我々は、人権問題の解決のためには、国内における政府とNGOを含む市民社会との、そして、国際社会における政府間や政府と国際機関との、粘り強い継続的な対話の過程が必要であると考え、UPRは、この途切れずに続く対話の過程の一部であり、当連合会は、今回のUPRを通じての日本政府との対話を今後とも継続し、深めていく所存である。

普遍的定期的審査の様式

5. 当連合会は、普遍的定期的審査に関する制度設計の議論の過程において意見を表明するなどして積極的に参加してきた。これら制度設計段階を経て、今回、普遍的定期的審査が開始されることになったことを歓迎する。

6. UPRは、審査対象国と理事国及びオブザーバー国との間の質問・意見・回答等による対話を通じて勧告・結論をまとめるという方式をとる。審査は政府代表により行われるいわゆるピアレビューである。このメカニズムは、審査対象国のみならず審査を行う国家にも国際人権基準の実施に向けての積極的取り組みを促す。審査対象国は、同僚政府からの質問・意見に備え、勧告・意見に応えるために、自国における国際人権基準の実施に努力を払うことになる。他方、他国における人権状況の改善を勧告する国は、勧告の説得力と正当性を保持するためにも、自国における同様の人権問題の解決にまず取り組み、また強化する。ピアレビューの効果として、いわば、世界中で人権促進に向けてのポジティブ・スパイラル（上昇方向の渦巻き）が生じるといって良い。

7. 人権促進に向けてのこのポジティブ・スパイラルを今後一層有効に機能させるためには、次の二つの条件が保障される必要があるであろう。1つは、UPRの手続きのありのままを伝達するパブリシティの確保であり、もう1つは、UPRで指摘・勧告された問題についての各国政府とNGOとのダイアログの促進である。

8. 第一については、UPR作業部会における審査のウェブキャストと審査のための3つの基本文書を含む関連文書が人権理事会のウェブサイトに掲載されていることを評価する。これにより、ジュネーブから約6000マイル離れた日本においても、当会の会員弁護士を含む市民社会は審査手続きの内容を直接知ることができた。これらのア

ーカイブが維持されることにより、今後、日本国内における建設的な議論がさらに発展することに疑いはない。人権理事会は、UPR における、この優れたシステムを継続させ、さらにビデオリンク等の進んだ情報技術を取り入れ、人権の地域格差の一つの要因である地理的距離を少しでも埋めるべく一層の充実化を図っていただきたい。

9. 第二の NGO とのダイアローグの促進は、UPR の制度設計においても、不可欠の要素として考えられてきた。当連合会は、第 2 回 UPR 作業部会会期中に、日本審査に先立ち、国連内会議室において日本の人権状況に関するインフォメーション・セッションを主宰した。そこでは、日本国内のみならず外国の、また地域的・国際的 NGO も参加し、NGO が取り組んでいる人権問題の本質を説明するとともに、日本の人権状況の全体的な俯瞰の中での個別問題の位置づけと重要性を再確認することができた。このセッションは、参加した日本政府及び人権理事国・オブザーバー国の政府代表に NGO の声を直接傍聴する機会を提供し、日本審査での建設的な対話に生かされたものと信じている。

10. この経験を踏まえて、日弁連は、次のように提案したい。今後行われる UPR 作業部会の会期中に、審査対象国の審査前に国連内会議室において NGO が審査のためのブリーフィングを開催しやすくすることである。そして、当該会期における、地域が共通する審査対象国については、できる限りそれらの審査対象国についての地域毎の共通のブリーフィングが開催できるよう配慮がなされることである。また、今後、審査の結果まとめられた勧告・意見の審査対象国による受け入れとその実施のためのフォローアップの進捗を確認するためにも、各国政府と NGO との建設的対話をもたれることが必要である。そのために様々な形での機会が提供されることが期待されるが、その際には、招請に応じて、OHCHR 職員の派遣やトロイカ国の傍聴等、フォローアップが建設的対話を中核として行われることを確保するため、国際社会の協力を求めたい。
